

男女共同参画職場づくり事業Q & A

秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課

◎事業全般について

Q 1 提出する書類は何ですか。

A 1 次のとおりです。

①男女共同参画職場づくり調査票（様式第1号）

②男女共同参画職場づくり取組報告書（様式第2号）

③重点対象項目の確認関係書類

⇒「令和6年度 男女共同参画職場づくり事業について」の「8 添付書類」を参照してください。

④その他報告書、調査票の内容を補完する書類

Q 2 提出期限はありますか。

A 2 令和7年1月31日（金）午後5時までに、次世代・女性活躍支援課へ提出してください。持参、郵送等の提出方法にかかわらず、必着となります。

提出書類の記載の不備や添付書類の不足がある場合は、提出期限に間に合わなかったものとして取り扱う場合がありますので御注意ください。

Q 3 認定の結果に有効期限はありますか。

A 3 建設工事については、評点付与を希望する場合は、令和6年度の申請に対する認定の結果が令和7・8年度適用建設工事入札参加資格審査に反映されます。

物品供給等については、認定の結果の有効期間は、認定書（様式第3号）記載の通知日以降2年間です。競争入札参加資格審査申請の添付書類として有効期間内の認定書の写しを提出することで、評点が付与されます。

Q 4 建設工事入札参加資格審査の申請先である地域振興局に提出してもいいですか。

A 4 次世代・女性活躍支援課へ、直接提出してください。

（提出先等）〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話 018-860-1555 FAX 018-860-3895

（提出方法）郵送又は持参

Q 5 県外の事業者ですが、「男女共同参画職場づくり調査票」には秋田県内の営業所の状況を記入すればよいのでしょうか。

A 5 秋田県内の営業所の有無にかかわらず、本社・支店等全ての営業所の状況について記入してください。

Q 6 建設工事と物品供給等の両方の入札参加資格審査の申請を予定していますが、書類等を2部提出する必要がありますか。

A 6 1部の提出で差し支えありません。その場合は、「男女共同参画職場づくり取組報告書」（様式第2号）の「業種」欄は、建設工事と物品供給等の2箇所にも○印を記入してください。

◎調査票の内容について

重点対象事項 3 の①女性の登用実績

Q 7 女性の役職者数（係長相当職以上）が、調査票提出日の属する事業年度は1人、それ以前は登用なし（ゼロ）の場合は、10%以上増加に該当しますか。

A 7 例えば該当者が1人から2人に増加した場合と同等に、この場合も女性の登用に取り組んでいるものと認められることから、該当することになります。

（登用なしからの登用の場合は、調査票の増加率欄には「皆増」と記入してください。）

重点対象事項 3 の②男性の育児休業実績

Q 8 5日間の出生時育児休業を取得した後、数か月の期間を空けて1週間の育児休業を取得した場合は、10日以上育児休業の取得に該当しますか。

A 8 出生時育児休業と育児休業を合算した取得期間が10日以上ですので、該当することになります。この場合の休業期間の始期は、出生時育児休業の初日になります。

重点対象事項 3 の③仕事と家庭の両立に資する制度等

Q 9 確認書類としての就業規則について、労働基準監督署への届出時期や規定の適用時期に何らかの制約はありますか。また、提出に当たり注意する点はありますか。

A 9 届出等の時期にかかわらず、調査票提出日において適用されている就業規則が対象となります。写しは、労働基準監督署の受領印があるものを提出してください。

Q 10 イの育児休業対象の子の年齢に関する1項について、父母の一方が取得する場合は1歳以上、父母が共に取得する場合は1歳2か月以上と、双方の場合とも育児・介護休業法の内容を上回る必要がありますか。

A 10 いずれも育児・介護休業法で規定する年齢を上回ることが必要です。その上で、一定の場合の2歳以上の要件も満たしていれば、1項に該当することになります。

Q 11 ウの育児をする従業員のための措置に関する5項について、保育施設と個別に契約している場合は、「事業所内の保育施設の設置運営」に含まれますか。

A 11 含まれます。

Q 12 エの看護休暇について、小学校就学前の子が1人の場合は6日以上、2人以上の場合は11日以上と、双方の場合とも育児・介護休業法の内容を上回る必要がありますか。

A 12 いずれか一方が育児・介護休業法で規定する日数を上回れば該当となります。

例えば、一律10日を限度とするのであれば、子が1人の場合の法定日数5日を上回るので該当することになります。一方、一律9日では、子が1人の場合の法定日数を上回るものの、2人以上の場合の法定日数10日を満たさない法令違反状態ですので、これでは法の内容を上回るとは言えず、該当しないことになります。

なお、カの介護休暇についても同様に扱います。

◎その他

Q 13 令和7年度（中間年）に新規及び工種の追加に限って申請ができる令和8年度適用建設工事入札参加資格審査において、この事業による評点の付与は受けられますか。

A 13 評点付与を希望する場合は、建設工事入札参加資格の中間年審査に合わせて公表する予定のこの事業の申請手續によってください。